

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和四年四月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>別表第十一（第五条関係） 学歴免許等資格区分表</p>				<p>別表第十一（第五条関係） 学歴免許等資格区分表</p>			
学歴免許等資格の区分	基準学歴区分	学歴区分	該当者	学歴免許等資格の区分	基準学歴区分	学歴区分	該当者
2 短大	(略)	(略)	(略)	2 短大	(略)	(略)	(略)
卒	(略)	(略)	(略)	卒	(略)	(略)	(略)
			(7)(1)(6) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び同コース（機関）に限る。）（旧）				(7)(1)(6) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技専攻課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）及び同コース（機関）に限る。）（旧）
			(8) 30 (略)				(8) 30 (略)
備考 (略)	(略)	(略)	(略)	備考 (略)	(略)	(略)	(略)

附則
 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。